



： 卷 頭 言 ：

公益法人への移行について

－ 4月1日から「公益財団法人 日本植物調節剤研究協会」に－

公益財団法人 日本植物調節剤研究協会 専務理事 竹下孝史

これまでの公益法人制度は内閣府によれば「明治29年の民法制定とともに始まり、公益法人は民法第34条に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきた」とある。

当協会も昭和39年11月、民法第34条に基づき農林水産省（当時農林省）の許可を得て設立され、これまで47年間にわたり農業の近代化と生産性の画期的向上を図ることを目的に、植物調節剤の有効利用を主体として取り組んできた。

この度の公益法人制度改革は「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること」を目的としているとある。そして制度改革の経緯については「平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取り組みが進められ、有識者会議の議論を経て閣議決定され、平成18年の通常国会に改革関連3法が提出・公布された。平成19年には公益認定等に関する政令・内閣府令を制定、20年には公益認定等ガイドラインを決定、公益法人制度改革に係る整備を含む税制改正法案も成立し、平成20年12月1日に新制度が施行された」と要約出来る。ここで上記の3法とは①法人の設立、組織、運営および管理の規定を定めた「法人法」②公益認定の基準を定めた「認定法」③従来の公益法人に係る新制度への移行手続を定めた「整備法」を指す。

国所管（6,776団体）のみでなく都道府県所管を含めた全ての財団法人・社団法人（合計約

25,000団体）は公益か一般かのどちらかを選択し、平成25年11月30日までに移行しなければならず、さもなければ解散となる。

このことを受け 当協会として内部検討はもちろんのこと、外部有識者の意見等を踏まえ、植調協会の現在および今後の業務活動を念頭にした場合、関係会社、都道府県等を含め全国からの協力を仰ぐことから「公益財団法人」への移行申請が適正であると判断し、平成22年3月頃にはそれに向けての「定款」の全面的な見直し及び内閣府から提示を求められている「公益認定申請書」の作成に着手した。

公益法人認定の基準として①公益目的事業比率が費用で計って50/100以上であること、②経理的基礎及び技術的能力を有すること、③法人関係者に特別の利益を与えないこと、④収支相償であると見込まれること等が挙げられている。

当協会としては、公益目的事業比率は九十数パーセントであること、事業推進に対する技術的能力も有しており条件は満たしていると考えられる一方、公益認定申請書の作成に際し、特に上記公益認定基準、会計上の収支相償や遊休財産額の制限等、複雑で難解なことも多かったが、これまでの事業を継続する上で支障となる点はないと判断した。

その後、平成23年3月、5月の理事会、評議員会への提案及び承認を経て、同23年9月、公益認定申請書を内閣総理大臣へ提出、同年11月内閣府公益認定等委員会委員長から内閣総理大臣へ「公益認定の基準に適合」と答申されるに

至った。

翌平成24年3月21日公益認定書を受領、同年4月1日移行登記を終了し「公益財団法人日本植物調節剤研究協会」として新たなスタートとなった。

これまでとの大きな違いは、従来は主務官庁により管理・監督が行われていたのに対し、新制度下においては主務官庁制が廃止され、準則主義が採用、法人自らが責任を持って自主的・自立的に運営を行っていくことであり、一言で言うならば「法人自治」ということになる。このため法律でガバナンスに関する様々な事項が明確に定められており、法人自らがしっかりしたガバナンスを心がけることが要請される。例えば従来の公益法人に置かれていた理事会や評議員会は主務官庁の指導監督や法人の判断による任意の機関であったが、新制度下においては法律に定める機関となり、その権限や義務は法律に定められており、従って法律にのっとった選任等の手続きを定款に定め、評議員の選任等を行うことが必要となった。

一方、新制度における当協会の事業内容が大きく変わることはない。ちなみに公益目的事業とは公益法人認定法によると「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業」および「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」と定義されている。これを受けて申請の際には、これまで行ってきた当協会の事業内容及びその目的について公益認定申請書に記載し提出した。結果としてその内容が「公益認定の基準に適合」と判断されたと考えている。しかしながら今後は毎年、行政庁へ運営・事業活動についての報告義務があり、また適正な運営を確保するために一定の行政庁の監督を受けることになる。

これまでの事業の内容に変わりはないが、それらを整理し公益目的事業として①薬効・薬害試験や基礎的な作用特性試験、残留量分析試験等の植物調節剤の検査・検定事業、②要因解析

や、将来に向けた植物調節剤のより適切な利用法の開発を目的とした基礎的・応用的研究を実施する植物調節剤の研究開発事業、③普及適用性試験や適正使用キャンペーン、研究会・講習会の開催、機関誌の刊行等を含めた植物調節剤の普及啓発事業の三つの柱を立て事業を遂行していくこととしている。

当協会は、ひとえに関係の皆様これまでのご支援・ご協力のおかげで公益法人への移行認定となることができた。関係各位に対し、あらためて厚く感謝申し上げる次第である。そして、さらにこれからも引き続き公益事業を意として邁進する所存である。

新たな「定款」に当協会の「目的及び事業（第3条）」として以下の通りに定めた。

「この法人は、植物調節剤（除草剤、植物成長調整剤及び植物の生育調整資材をいう）の利用開発の試験研究を促進し、あわせてその成果の普及を通じて、農作物生産性の向上及び安定化と農作業の省力化を図り、農業の持続的発展並びに環境保全、食の安全に寄与することを目的とする。」

当協会のこれからの姿勢として、財務の面では公益目的事業、収益事業、法人会計に仕分けして管理し、核である公益目的事業が健全に継続できるように財政運営を行うこと、また管理運営については法律や内部規定を遵守すること、そして事業の基盤となる技術的能力については、時代の要請を先取りし、その技術水準を常に高めるよう今まで以上に努めることによって、新たな植物調節剤の開発や、適正使用に関する普及啓発といったサービスの質、効率性を上げて行く所存である。従って、これまでの事業を漫然と遂行するのではなく、これを機に業務の見直し、意識の改革を自立的に行っていく必要があると考えている。

今後とも関係各位のご支援をお願い致したい。